

港区における障害児支援のあり方検討会
報告書(第二次)

令和2(2020)年3月
港区における障害児支援のあり方検討会

目次

はじめに.....	1
I 障害児支援の取組.....	2
1 スクールカーの運用について.....	2
(1)検討の背景.....	2
(2)対応.....	2
(3)今後の課題.....	2
2 介助員の配置方法について.....	2
(1)検討の背景.....	2
(2)対応.....	3
(3)今後の課題.....	3
3 中学校の難聴学級について.....	3
(1)検討の背景.....	3
(2)対応.....	4
(3)今後の課題.....	4
4 新たな特別支援学級の設置について.....	4
(1)検討の背景.....	4
(2)対応.....	4
(3)今後の課題.....	5
(参考).....	5
(1)区立元麻布保育園の開設について.....	5
(2)区立児童発達支援センターについて.....	6
II 学校における医療的ケア児の支援.....	7
医療的ケアについて今後検討すること.....	7
(1)通学の支援.....	7
(2)安定的な看護師の確保.....	7
(3)看護師の確保のための財政的措置.....	7
III 今後の障害児支援について.....	8
資料.....	9
1 港区における障害児支援のあり方検討会設置要綱.....	9
2 特別支援学級等スクールカー送迎事業実施要綱.....	11
3 港区における障害児支援のあり方検討会委員名簿.....	13
4 港区における障害児支援のあり方検討会開催経過.....	14

はじめに

昨年度の「港区における障害児支援のあり方検討会(以下「検討会」という。)」においては、学校における医療的ケア児の支援及び発達障害児の支援について検討をすすめました。そして令和元年度は、検討したこれらの事業について一部修正・変更を加えながら進捗管理を行ってきました。

一方、港区における障害児支援のあり方として、特別支援学級の送迎対象者の見直し等スクールカーの運用や、業務委託、人材派遣の可能性を含めた介助員の配置方法、中学校難聴学級の設置、高輪地区での特別支援学級の設置など、解決すべき様々な課題を抱えているため、令和元年度も引き続き検討会を開催しました。

区では、待機児童解消や多様化する保育ニーズに対応するため、区内で初めて医療的ケア児・障害児の集団保育を行う「港区立元麻布保育園」を令和2年1月に開設しました。また、子どもの発達について相談する窓口として、療育の必要な子どもの療育の場(通所)として、令和2年4月に区立児童発達支援センターを開設します。

本検討会では、このたび「港区における障害児支援のあり方検討会報告書(二次)」を取りまとめました。

検討の過程では、医師や都立特別支援学校長、区立幼稚園長・小・中学校長などの委員による議論に加え、幅広い意見の集約に努めました。本検討会にご協力いただいた皆さんに改めて御礼を申し上げますとともに、港区において、より一層充実した障害児支援を展開してまいります。

令和2(2020)年3月

港区における障害児支援のあり方検討会
会 長 堀 二三雄

I 障害児支援の取組

平成 30 年度の「港区における障害児支援のあり方検討会」において、港区における障害児支援のあり方として、特別支援学級の送迎対象者の見直し等スクールカーの運用や、業務委託、人材派遣の可能性を含めた介助員の配置方法、中学校難聴学級の設置、高輪地区での特別支援学級の設置など、解決すべき様々な課題が確認された。

これらの課題について以下のとおり考え方を整理し、検討を行った。

1 スクールカーの運用について

(1)検討の背景

特別支援学級の送迎対象者の見直し等に関するスクールカーの運用については、現在「児童に適切な学校への就学を促す」という理由から、区の就学支援委員会(※)で、都立特別支援学校への通学が「適当」とあるという判定にも関わらず、保護者の希望により区の特別支援学級へ通学しているため、スクールカーに乗車できない児童がいるという実態がある。

このようなケースにおいては、以前から児童が自力登校することで子どもの体力が消耗し体調を崩してしまうことがあるため、スクールカーを利用できるよう保護者からの強い要望があった。また、議会からも同様の要望があった。

(※)障害のある児童・生徒の就学に関する専門的知識を有する医師等の意見を聴いて、区教育委員会としての就学の判定を行う会議。

(2)対応

対象となる児童が増加したとしてもスクールカーの台数が増えない場合コストが増加しないこと、それにより所要時間の増加については、運行スケジュールの工夫により、大幅な増加を抑えることが可能であることを確認した。

このため「特別支援学級等スクールカー送迎事業実施要綱」を改正し、該当する児童が令和2年度からスクールカーを利用できるように運用する。

(3)今後の課題

- ア 特別支援学校への通学が「適当」と判定された重度の知的障害児童が、スクールカーを利用できるようになるための対応。
- イ 対象児童が増えることによる、スクールカーの台数が増加する場合の財政負担。
- ウ 医療的ケア児の増加に伴うスクールカー乗車が可能な看護師の確保。

2 介助員の配置方法について

(1)検討の背景

個別に特別な配慮が必要な児童・生徒が増加傾向にあり、そうした児童・生徒への支援に際して、安全確保、健康管理、日常生活支援等について、介助員の支援は欠かせない。そのため資質の高い

介助員の人材確保、児童・生徒の実態に応じた待遇改善が必要である。また、学校で介助員を探すのが大変難しい状況であるため、人員の確保等を区教育委員会が主体的に行うよう特別支援学級設置校長会から要望があった。

特別支援教室利用児童・生徒数の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
小学校	294人	364人	392人
中学校	—	32人	57人

※各年4月1日現在

※中学校での特別支援教室は平成 30 年度から実施

(2)対応

介助員の業務委託の導入を検討するため、先行導入している品川区を訪問し状況を聴取した。また業務委託が可能な業者とも調整を凶ったが、受託が可能な業者が少ないこと、直接雇用と業務委託が共存することの課題の整理が必要なこと及び業務委託にする場合のコストが令和元年度予算の1.5倍から2倍程度増加することが判明した。

このため令和2年度からの業務委託は困難と判断し、まず、教育委員会が令和元年 12 月から区ホームページによる介助員の募集を開始した。

(3)今後の課題

- ア 人材不足等により介助員が恒常的に不足しているため、介助員の配置のあり方について業務委託を含め抜本的な検討。
- イ 介助員報酬の見直しなどの処遇の改善。
- ウ 教職課程のある大学と連携し教員を目指す学生に実習として迎えることや、日本に住んでいる外国人を導入することなどの検討。
- エ 人数の確保だけでなく質の確保も不可欠なため、人材育成及び研修の導入。

3 中学校の難聴学級について

(1)検討の背景

現在、区内の小・中学生7人(小6人、中1人)が難聴学級を利用している状況の中、小学生は御成門小学校の難聴学級を利用しているが、中学生は中学校の難聴学級がなく、大田区まで通級している状況である。平成 31 年 3 月に区長及び教育長あてに御成門小学校「ことばときこえの教室」在籍児童の保護者から難聴学級設置の要望があった。

難聴学級の児童・生徒数

港区立	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計(人)
小学校	0	1	0	2	1	2	6
中学校	0	0	1				1

※令和元年12月1日現在

※他に港区在住で区立小学校以外に通学している6年生が、1人通級を予定

(2)対応

御成門小学校にある「ことばときこえの教室」を共用することにより、中学校に新たに教室を作る費用(2千万円程度のコスト)を削減することができ、小学校との連携体制を取ることができる。聴覚障害のある児童・生徒への教育的支援体制の充実を図るため、令和2年4月から御成門中学校に難聴学級を開設する。

(3)今後の課題

- ア 地域的な難聴学級の必要性を考慮するため、対象児童・生徒の分布の把握。
- イ 難聴学級を設置する基準の検討。
- ウ 小学校に中学生が通うことによる心理的な抵抗感を考慮し、ニーズが拡大する場合は中学校に設置することを視野に置く必要性。

4 新たな特別支援学級の設置について

(1)検討の背景

現在、高輪地区以外の4地区に特別支援学級(知的障害)を併設する小・中学校がある。平成30年2月22日「高輪地区内の小学校・中学校への特別支援学級設置に関する請願」が議会で採択され、設置要望が求められている。

区立小・中学校の特別支援学級(令和元年度)

地区	区分	学校名	学級名
芝	知的障害	赤羽小学校	ひまわり学級
麻布	知的障害	本村小学校	若竹学級
		六本木中学校	3組
赤坂	知的障害	青山小学校	あすなろ学級
		青山中学校	3組
	自閉症・情緒障害	赤坂中学校	C組
芝浦港南	知的障害	港南小学校	わかば学級
		港南中学校	E組

(2)対応

高輪地区の小学校にはいずれも特別支援学級の設置は教室に余裕がなく物理的に困難である。

そのため、令和元年6月に高松中学校で特別支援学級の設置スペースなどについて、学校と協議した。高輪地区において、特別支援学級の就学が予定される場合は、速やかに設置をし、受け入れ準備を進める。

(3) 今後の課題

- ア 高輪地区に設置した場合の児童・生徒のニーズを把握すること。
- イ 特別支援学級を設置する際の基準や方針、考え等を整理すること。
- ウ 物理的な課題をクリアした際の高輪地区の小中学校への特別支援学級の検討をすること。

(参考)

(1) 区立元麻布保育園の開設について

23区初となる、医療的ケア児や既存の保育園では受け入れが困難な障害児の専用のクラスを設けて保育を行う、区立元麻布保育園を開設した。

■開設日 令和2年1月1日(運営開始は1月4日)

■場所 港区元麻布2丁目14番12号

■定員

(単位:人)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	医療的ケア児・ 障害児クラス	計
R2年1月から	6	10	18	—	—	—	6	40
R2年4月から	25	31	31	31	31	31	20	200

■建物 地上2階建て、敷地面積 2,952.79 m²、延床面積 3,087.72 m²

<元麻布保育園の特徴>

- ① 基本保育のほか、延長保育、休日保育、年末保育を行う。また、在宅子育て家庭の親子向けの一時保育や園庭開放、保育園であそぼうなど、各種事業を行う。
- ② 集団保育が可能で日常的に医療的ケアが必要な児童や障害のある児童を専用のクラスで受け入れる。
- ③ 医療的ケア児・障害児クラスには看護師が常駐し、公共交通機関や自家用車などによる登降園が難しい場合には、福祉車両による送迎を行う。

(2)区立児童発達支援センターについて

区では、障害保健福祉センターこども療育パオ及び発達支援センター相談室を、令和2年4月に開設する港区立児童発達支援センターへ移転し、児童福祉法に定める児童福祉施設として整備する。

港区立児童発達支援センターでは、児童福祉法に基づき、障害児を対象とした障害児通所支援及び相談支援を行うとともに、保護者が早期から安心して相談が開始できるよう、障害の疑いがある児童も対象とした無料の「総合相談」を港区の独自事業として実施する。

- 開設日 令和2年4月1日
- 場所 港区南麻布4丁目6番13号
- 実施事業等
 - ① 児童発達支援(未就学前児の通所による療育) 一日定員 82 名
 - ② 放課後等デイサービス(就学児の通所による療育) 一日定員 10 名
 - ③ 居宅訪問型児童発達支援(障害や体調を起因とし、通所が困難な児童を対象)
 - ④ 保育所等訪問支援(幼稚園、保育園、小学校等を訪問し、専門的な支援等を行う)
 - ⑤ 総合相談 等
- 建物 地下1階、地上6階建て、敷地面積 3,628.88 m²、延床面積 9,682.41 m²
(うち、1階部分 1,623.63 m²)

<港区立児童発達支援センターの特徴>

- ① 児童発達支援のうち、日々通所では、バスによる送迎を行う。
- ② 医療的ケア児については、母子での通所から開始し、児童単独での通園も実施する。
- ③ 放課後等デイサービスでは、保護者も一緒に参加することによって、子どもの発達の特性や日常生活での工夫等を家庭でも実践できることを目指す。
- ④ 地域における療育の中核拠点として、関係機関との連携や啓発活動を行う。

II 学校における医療的ケア児の支援

令和元年度から実施している医療的ケア児への支援について振り返りを行い、浮かび上がった課題及び実現できなかった取組について、本検討会において取りまとめた。

医療的ケアについて今後検討すること

厚生労働省の推計によると、新生児集中治療室などに長期入院し、日常的に人工呼吸器などが必要な「医療的ケア児」の数は、医療の進歩などから2016年時点で1万 8,272 人となり、10 年前の2006 年の 9,967 人と比較すると 1.8 倍に増加している状況である。

そのため、学校で安全に医療的ケアを実施しながら、今後さらに医療的ケア児への支援の充実を図るため、次の事項について、区において継続的に検討していくこととする。

(1)通学の支援

送迎のスクールカーに看護師が添乗し、車内で医療的ケアを実施していくことについて検討を進める

(2)安定的な看護師の確保

安定的な看護師の確保のため、病院や医師会などと連携するなど、看護師の配置のあり方や専門職としてのキャリア形成につながる仕組みを見直す

(3)看護師の確保のための財政的措置

看護師を安定的に配置するため、保育課や障害者福祉課などの区長部局とも連携し、持続的な財源の確保を目指す

Ⅲ 今後の障害児支援について

今後、港区における障害児支援のあり方として、介助員の配置方法のあり方や高輪地区での特別支援学級の設置、医療的ケア児に対する看護師の確保などを引き続き検討していく。

なお、すべての人が豊かに生きる社会の実現にむけた障害児支援の充実について、以下のとおり推進していく。

1 「介助員の配置方法」

人材不足等により介助員が恒常的に不足しているため、介助員の配置のあり方について業務委託を含め抜本的な検討を行う。また教職課程のある大学と連携し教員を目指す学生に実習として迎えることや、日本に住んでいる外国人を介助員として採用することなどを検討する。さらに人数の確保だけでなく質の確保のため、研修を実施する。

2 「特別支援学級の設置」

高輪地区に設置する際は、児童・生徒のニーズを把握する。また、特別支援学級を設置する際の基準や方針、考え等を整理する。さらに、将来的に物理的な課題をクリアした場合は、高輪地区の小学校の特別支援学級を検討する。

3 「キャリア教育の充実」

知的障害がある児童・生徒の進路については、保護者にとって重要な課題であるため、障害者雇用を推進する企業と連携し、雇用の現実を保護者が学ぶ機会を提供するとともに、職場見学や職場体験を通して子どもたちが様々な就業場面に接する機会を設け、幼少期からのキャリア教育を一層充実させる。

4 「学びの多様性のプロジェクト」

認知発達に偏りがあり、これまでの公教育に対し不適応を起こす子どもたちの中には、自分の興味関心の高い分野において、非常に高い能力を発揮する。このような子どもたちに、東京大学先端科学技術研究センターのような大学・企業と連携した質の高い実践的な学習の場を提供することにより、突出した能力をさらに伸長させるとともに、社会や集団と適切に関わることで自己肯定感を高め情緒の安定を図る。

小学校入学前の早い時期に児童の障害特性を発見し、保護者とも共有しながら、理解を促していくために、今後も教育委員会が保健福祉支援部やみなと保健所、各地区総合支所などの関連部署が一層連携を深め、障害児支援に向けた環境を整備していく。

資料

1 港区における障害児支援のあり方検討会設置要綱

平成30年8月22日
30港教学学第3393号

(設置)

第1条 乳幼児期から生涯を通じて、障害者一人ひとりを支援していくための体制の構築に向け、港区の障害児支援のあり方について検討するため、港区における障害児支援のあり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 医療的ケア児の支援及び教育に関すること。
- (2) 発達障害児の支援及び教育に関すること。
- (3) 障害児支援における関係部門等の連携に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、学校教育部長をもって充て、会務を統括する。

3 副会長は、学校教育部学務課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員(外部委員を含む。)は、別表に掲げる者をもって充て、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

5 会長は、前項に定める委員のほか、必要と認めるときは、臨時に委員を指名することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について教育委員会に報告をする年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 検討会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学務課特別支援相談担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

別表1(第3条関係)

総合支所区民課長(1人)
保健福祉支援部障害者福祉課長
子ども家庭支援部子ども家庭課長
子ども家庭支援部保育課長
教育委員会事務局学校教育部教育指導課長
区立学校(幼稚園)長
外部委員(医師、学識経験者)
外部委員(東京都立特別支援学校関係者)

2 特別支援学級等スクールカー送迎事業実施要綱

平成29年4月1日
28港教学第7975号

(目的)

第1条 この要綱は、港区に在住する障害のある児童及び生徒の安定的な登下校を支援するために実施するスクールカー送迎事業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)児童 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第18条に規定する学齢児童をいう。

(2)生徒 法第18条に規定する学齢生徒をいう。

(3)スクールカー 区が車両運行事業者に委託し、障害のある児童及び生徒のために、学校への送迎を行う車両をいう。

(対象児童及び生徒)

第3条 本事業の対象となる児童及び生徒は、次に掲げるものとする。

(1) 児童が居住する通学区域の隣接区域に設置されている区立小学校の特別支援学級に通学する児童で、スクールカーの送迎がなければ、安全かつ安定的に学校へ自力通学することが困難な児童。ただし、児童が居住する通学区域及びその隣接区域に特別支援学級が設置されていない場合は、教育委員会と協議の上、通学することとなった特別支援学級に通学する児童とする。また、教育委員会が特別支援学級への就学が適当と認めた児童に限る。

(2) 区内在住で都立特別支援学校(肢体不自由)に通学する児童及び生徒で、スクールカーの送迎がなければ、安全かつ安定的に学校へ自力通学することが困難な児童及び生徒、ただし、教育委員会が都立特別支援学校(肢体不自由)への就学が適当と認めた児童に限る。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める児童及び生徒

(適用範囲)

第4条 本事業による送迎は、学校の教育課程に規定された授業に出席するための送迎に限るものとする。

(手続)

第5条 送迎を希望する者は、スクールカー利用希望申請書(第1号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。

(決定)

第6条 送迎については、スクールカー送迎判定委員会で審議し、教育委員会が決定する。

2 教育委員会は、前項の規定により決定した申請者に対し、スクールカー利用承認(不承認)通知書(第2号様式)により通知する。

(安全性の確保)

第7条 教育委員会は、送迎対象児童等の体調その他の理由により安全性が確保できないと判断したときは、送迎を中止することができる。

(終了)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、送迎を終了する。

(1) 送迎対象児童等が学校を卒業したとき。

(2) 送迎対象児童等が港区外に住所を移したとき。

(3) 保護者から送迎の終了の申し出があったとき。

(4) その他、教育委員会が必要と認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会事務局学校教育部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

3 港区における障害児支援のあり方検討会委員名簿

	氏名	所属等
会長	堀 二三雄	港区教育委員会事務局学校教育部長
副会長	山本 隆司	港区教育委員会事務局学校教育部学務課長
委員	前田 浩利	医療法人財団はるたか会理事長・医師
委員	田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
委員	米谷 一雄	東京都立青山特別支援学校校長
委員	沼倉 賢司	港区高輪地区総合支所区民課長
委員	横尾 恵理子	港区保健福祉支援部障害者福祉課長
委員	野上 宏	港区子ども家庭支援部子ども家庭課長
委員	山越 恒慶	港区子ども家庭支援部保育課長
委員	松田 芳明	港区教育委員会事務局学校教育部教育指導課長
委員	下城 英和	港区立青山小学校校長
委員	中田 和直	港区立青山中学校校長
委員	青山 伸子	港区立港南幼稚園長

【事務局】

港区教育委員会事務局学校教育部

学務課 特別支援相談担当係長

改田 憲之

4 港区における障害児支援のあり方検討会開催経過

日 程	議 事
令和2年2月10日	・障害児支援の取組について